

事 務 連 絡

令和5年5月15日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

「ストックヤード運営事業者登録規程の補足説明及び運用について」の一部訂正について

令和5年3月31日付事務連絡「ストックヤード運営事業者登録規程の補足説明及び運用について」について、別紙「新旧対照表」のとおり一部訂正いたしましたので、お知らせいたします。

貴団体におかれましては、貴団体傘下の建設業者に対して周知いただきますようお願い申し上げます。